



CCSBT-EC/1110/17

CONFIDENTIALITY OF DATA AND DOCUMENTS

データと文書の機密性

Purpose

目的

To consider pending issues on the CCSBT confidentiality rules and to determine whether the reports of meetings and any documents produced for meetings related to CCSBT18 should be restricted from public release.

CCSBT の機密性に関する規則における懸案事項を検討し、会合の報告書及び CCSBT18 に関連する会合のために作成した文書の公開を制限すべきか否かについて決定する。

(1) Pending issues on CCSBT Confidentiality Arrangements

CCSBT 機密性に関する取決めにおける懸案事項

CCSBT 17 agreed to the “Rules and Procedures for the Protection, Access to, and Dissemination of Data Compiled by the CCSBT” for immediate application. These rules are provided at Attachment A. However, three paragraphs of the rules (5c, 21 and 22) were not implemented at CCSBT 17 and it was decided that these three paragraphs would be discussed before CCSBT 18. These three paragraphs are square bracketed and shaded in Attachment A. CCSBT17 は、「CCSBT によって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則」の迅速な適用に向け、これに合意した。同規則は、別紙 A のとおり。しかしながら、同規則中 3 つのパラグラフが CCSBT17 において実施されておらず、これら 3 つのパラグラフは CCSBT18 の前に議論することとなっている。別紙 A において、これら 3 つのパラグラフにはブラケットを付し影を付けている。

The first two of these paragraphs (5c and 21) relate to compliance purposes and the issue with these paragraphs is the use of the words “high seas”, in that some Members feel this is appropriate while others believe that all waters should be included, not just high seas.

最初の 2 つのパラグラフ (5c 及び 21) は、遵守目的に関連したものであり、これらのパラグラフにかかる課題は「公海」という用語の使用であり、一部のメンバーはこれを妥当であると考える一方で、他のメンバーは公海のみならず全ての海域が含まれるべきであると考えている。

The third paragraph (22) relates to making VMS data available for scientific purposes and at least one Member does not have the flexibility to provide VMS data for scientific purposes.

3 つめのパラグラフ (22) は、VMS データを科学的な目的のために利用可能とすることに関連するものであり、少なくとも 1 メンバーは、VMS データを科学的な目的のために提供することの柔軟性はない。

These paragraphs were discussed at the Special Meeting. A proposal was made that these paragraphs be deleted from the rules¹ and that the words “under these rules” be appended to the title of Section 1 of the rules. It was agreed that CCSBT 18 would review the inclusion of these paragraphs.

これらのパラグラフは、特別会合で議論された。これらのパラグラフは、同規則¹から削除し、「この規則における」という用語をセクション1のタイトルに加えるという提案が行われた。CCSBT18において更にこれらのパラグラフの挿入についてのレビューを行うことが合意されている。

(2) Confidentiality of reports and documents from 2011

2011 年の報告書及び文書の機密性

Rule 10 of the Rules of Procedure provides that the reports prepared of Extended Commission meetings will be made available for public release unless a Member makes a request to restrict its release. Such a request must be made before adoption of the report of the Extended Commission. Restrictions on release of a report require a decision from the Extended Commission.

委員会手続規則・規則 10 は、メンバーがその公開についての制限を要求しない限り、拡大委員会のために準備された報告書は公表されると定めている。かかる要求は、拡大委員会の報告書の採択の前になされなければならない。公開に関する制限は、拡大委員会の決定を要する。

Documents submitted to Extended Commission meetings are also to be made available for public release unless the document contains previously restricted information, or unless the author of the document or the Member (if the author is a representative of a Member) makes a request to restrict its release. Such a request must be made before adoption of the report of the Extended Commission.

拡大委員会会合に提出された文書についても、かかる文書が以前に公開を制限した情報を含んでいるか、又は著者若しくはメンバー（その著者が加盟国の代表者である場合）が公開についての制限を要求しない限り、公開される。かかる要求は拡大委員会の報告書の採択の前になされなければならない。

The 2006 Farm and Market review reports have been classified as confidential and consequently other documents that include estimates of unreported catches derived from these documents must also be kept confidential, including:

2006 年の蓄養及び市場レビュー報告書は機密文書として分類されており、したがって、これらの文書に基づく未報告の漁獲量の推定値を含む以下の他の文書も同様に機密文書としておく必要がある：

- A catch table incorporating this information that was prepared by the Secretariat and included in the material considered at the 2011 meeting of the Extended Scientific Committee. The Secretariat requests that Attachment A of this paper (CCSBT-ESC/1107/04) be treated as confidential.

この情報を含んでいる漁獲量の表は、事務局によって用意され、2011年の拡大科学委員会での検討資料とした。事務局は当該文書の別紙 A（CCSBT - ESC /1107/04）を機密文書として扱うよう要求する。

At the time of writing this document, no other documents have been nominated to the Secretariat as having a confidential status.

¹ Because these paragraphs all require separate rules to be developed and agreed, so they currently serve no purpose.

これらのパラグラフについては、いずれも別途規則が策定されかつ合意される必要があるので、現時点ではこれらは何ら意味を持たないものとなっている。

当文書作成時点では、その他に機密扱いとすべき文書の申請は事務局に届いていない。

Prepared by the Secretariat
事務局作成文書

CCSBT によって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則

1. CCSBT によるデータの伝達に関連する基本原則

1. 表 1 において特定され、かつ CCSBT 又はその事務局及びそれらの代理人となるサービス提供者又は委託業者が保有するデータ及び情報の公表は、この手続規則に基づいてのみ行われるものとする。
2. 第 1 パラグラフの規定にかかわらず、データは、CCSBT にデータを提供した拡大委員会のメンバー（又は協力的非加盟国）がその公表を許可した場合に公表することができる。
3. 事務局長が正式に許可した CCSBT 事務局内の者¹及びサービス提供者で、委員会の機密保持に関するプロトコルを読みかつ署名した者は、CCSBT の業務を遂行するために必要なデータにアクセスできるものとする。
4. 委員会²及びその補助機関の役職にあり、委員会の機密保持に関するプロトコルを読みかつ署名した者は、CCSBT の業務を遂行するために必要なデータにアクセスできるものとする。
5. 拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国（CNM）は、条約の目的を果たすために以下を含むデータにアクセスできるものとする：
 - (a) これらの旗を掲げている船舶であって、みなみまぐろの漁獲、船上保持、転載又は水揚げについての許可を受けた又はそれらの活動に従事したものに關するデータ。
 - (b) これらの管轄水域で漁業を行っているすべての船舶について、当該漁業が行われている期間のデータ。
 - (c) [条約及び委員会が採択した保存管理措置その他関連決議に適合する公海における遵守活動のためのデータ。ただし、第 21 パラグラフに従うことを条件とする。]
 - (d) データの提供元である拡大委員会のメンバー若しくは CNM が拡大委員会に対して当該データの公表を許可した場合、又は表 1³ の機密性リスク区分において「リスクなし」若しくは「低」とされている場合にあっては、科学及びその他の調査を目的としたデータ。拡大委員会のメンバー又は CNM が当該デー

¹ 事務局長が正式に許可した CCSBT 事務局内の者とは、事務局長によって任用され、事務局長に対して責務を負う事務局の職員及び契約職員を言う。

² 委員会の役職とは、委員会によって任用され、委員会のために特別な任務を遂行し、委員会に対して当該任務に関する責務を負う者を言う（例：独立議長、科学諮問パネル）。

³ これらのデータは一般的に、CCSBT ウェブサイトのプライベートエリア又は CCSBT データ CD でメンバーに提供される。

データの公表を継続的に許可すると決定した場合においても、当該メンバー又は CNM は事務局に通知することで当該許可をいつでも取り消すことができる。

6. CCSBT、その事務局及びそれらのサービス提供者又は彼らの代理となる契約職員は、現実的に可能な限り適時にデータを公表しなければならない。

2. リスク区分及び機密性の定義

7. これらの手続規則の対象となるデータは、表 1 に含まれるリスク区分の手法に従って、特に、その情報が許可なしに公開された場合に生じうる拡大委員会の作業及び信頼性への悪影響を反映して区分される。
8. これらの手続規則の対象となるデータは、表 1 にある機密性リスク区分に基づいて、公有データ又は非公開データのいずれかに決定される。

3. 公有データの伝達

9. 第 10 パラグラフに記載されるデータを除き、表 1 で「リスクなし」と区分された種類のデータは、公有データとする。
10. 公にされるデータは、いかなる船舶、団体又は個人の活動も明らかにせず、又それらを特定しないものとする。公にされる漁獲量及び努力量データは、旗国、漁具、年、月及び 1 度区画（表層漁業）又は 5 度区画（はえ縄漁業）で集計されるものとし、1 つの層に隻数情報が含まれる場合には、1 つの層に 3 隻以上の船舶が含まれるものの観測値から構成されるものとする。
11. 公有データは、次の形でいかなる者でも入手できるものとする：(a) 委員会のウェブサイトからダウンロードする及び/又は (b) 要請に応じて委員会が公表する。
12. 委員会のウェブサイトは、公有データの閲覧又はダウンロードに関する条件を掲載しなければならない（例えば、データの出典を明確にしなければならないこと等）、データを要請する者が閲覧又はダウンロードを開始する前にこれらの条件を「承諾する」ことを要件としなければならない。

4. 非公開データの伝達

4.1 非公開データの定義

13. 第 9 パラグラフに記載されていない種類のデータは、すべて非公開データとする。ただし、拡大委員会の決定に従うことを条件とする。

4.2 非公開データの伝達及びアクセスに関する原則

14. 非公開データへのすべてのアクセス及びその伝達は、これらの手続規則に基づいてのみ許可され、別紙 1 において規定される CCSBT データ安全性基準に基づき保護されるものとする。
15. CCSBT 事務局は、リスク区分が「中」又は「高」の非公開データへのすべてのアクセス及び公表について、該当する場合には、氏名、所属、アクセス又は公表されたデータの種類、データ要請の目的、データ要請の日付、データ公表の日付及び与えられた許可を含め、記録を作成し拡大委員会に報告するものとする。

4.3 事務局職員、CCSBT サービス提供者並びに委員会及びその補助機関の役職にある者による非公開データへのアクセス

16. 第 3 及び第 4 パラグラフに基づき事務局長が正式に許可する CCSBT 事務局内の者及び科学諮問パネルを含むサービス提供者は、CCSBT の業務を遂行するために必要なデータにアクセスできるものとする。委員会及びその補助機関の役職にある者は、それぞれの CCSBT の業務を遂行するために必要なデータにアクセスできるものとする。そのような者は全員、事務局長との機密保持契約に署名し、アクセスするデータについては CCSBT データ安全性規準を遵守するものとする。事務局長は、そのような対象者の登録簿を（データにアクセスする目的も含めて）保持し、拡大委員会のメンバー又は CMN から文書で要請があった場合はその登録簿を提供するものとする。

4.4 拡大委員会のメンバー及びCMNによる非公開データへのアクセス

17. 拡大委員会のメンバー及び CMN は、条約の目的を果たすために以下を含むデータにアクセスできるものとする：
 - (a) これらの旗を掲げている船舶であって、みなみまぐろの漁獲、船上保持、転載又は水揚げについての許可を受けた又はそれらの活動に従事したものに關するデータ。
 - (b) これらの管轄水域で漁業を行っているすべての船舶について、当該漁業が行われている期間のデータ。
 - (c) データの提供元である拡大委員会のメンバー若しくは CMN が拡大委員会に対して当該データの公表を許可した場合、又は表 1³ の機密性リスク区分において「低」とされている場合にあっては、科学及びその他の調査を目的としたデータ。拡大委員会のメンバー又は CMN が当該データの公表を継続的に許可すると決定した場合においても、当該メンバー又は CMN は事務局に通知することで当該許可をいつでも取り消すことができる。
18. 拡大委員会のメンバー及びCMNは、非公開データへのアクセスを要請する権限を有する少数（できれば 2 名）の代表者⁴を事務局に通知するものとする。当該通

⁴ 権限を有する代表者からの要請は通常、当該代表者自身ではなくそれ以外の者（例：科学者）のデータへのアクセス許可を得るために行われる。「低リスク」に区分されたデータに関しては、CCSBT ウェブサイトの関連するプライベートエリアへのアクセスを要請するだけでよい。これらの要請は、事務局に直接メールで連絡する

知は、氏名、所属及び連絡先の情報（例：電話、ファクシミリ、メールアドレス等）を含むものとする。CCSBT 事務局は、当該権限を有する代表者リストを保持する。拡大委員会のメンバー及びCMN並びに事務局は、メンバー及びCMNの代表者リストを確実に適宜更新し利用可能な状態にしておくものとする。

19. 拡大委員会のメンバー及び CMN の代表者で権限を有する者は、非公開データのリスク区分に基づき、また CCSBT データ安全性基準に適合する形で、非公開データの機密性及び安全性を確保する責任を有する。
21. [公海における遵守活動を目的とする場合、拡大委員会は、非公開データへのアクセス及びその伝達に関する手続規則を別途採択する。]
22. [VMS データは、第 21 パラグラフに規定される他の手続規則に従うことを条件として、科学的な目的のために利用可能となる。]
23. 拡大委員会のメンバー及び CMN による非公開データへのアクセスは、これらの手続規則とともに、別紙 2 にある非公開データの公表要請手続に基づき、事務局長が管理し権限を与えるものとする。
25. 拡大委員会へのデータ提供義務を 2 年間連続して履行しなかったメンバー又は CMN は、かかる義務が履行されるまで、非公開データへのアクセスを認められない。第 18 及び第 19 パラグラフに基づいて権限を与えられたメンバー又は CMN の代表者が、これらの手続規則を遵守しなかった場合は、適切な措置がとられるまで当該メンバーの非公開データへのアクセスは認められない。

4.5 他の地域漁業管理機関とのデータ交換

27. 委員会が他の地域漁業管理機関（RFMO）又はそれ以外の機関とのデータ交換に関する取決めを実施するときは、当該取決めにおいて、当該他の RFM は互恵的な形で同等のデータを提供すること及び提供されたデータを CCSBT データ安全性基準と適合する形で保持することとする要請を含まなければならない。交換可能なデータは、リスク区分が「リスクなし」又は「低リスク」のものとする。よりリスクの高い区分のデータに関しては、拡大委員会による特別な承認を得た後においてのみ、共有のための検討が可能となる。事務局長は、毎年の年次会合において、他の RFMO とのデータ交換に関する取決めの写し、及び過去 12 か月の間に当該取決めに基づいて行われたデータ交換の概要を提供する。

4.5 その他の状況における非公開データの伝達

26. 非公開データの提供元である拡大委員会のメンバー又はCMNが、拡大委員会による当該データの公表を許可したときは、事務局はいかなる者⁵に対しても当該データの提供を行う。拡大委員会のメンバー又はCMNが当該データの公表を継続的

ことで処理できる。「中」又は「高」リスクに区分されたデータについては、別紙 2 の手続きに従わなければならない。

⁵ 大学、研究者、NGO、報道機関、コンサルタント、業界、連合会等を含む。

に許可すると決定した場合においても、当該メンバー又はCMNは事務局に通知することで当該許可をいつでも取り消すことができる。

27. 非加盟国による非公開データへのアクセスに関する条件は、データの提供元である拡大委員会のメンバー又は CMN がその都度判断するものとする。当該メンバー又は CMN の自由裁量により、その際の要件は別紙 2 に規定される手続と同様のものになる場合もあれば、そうでない場合もある。

4.6 不可抗力

28. 不可抗力によって海上で生命が危険にさらされたときは、事務局長は救助団体への非公開データの公表を許可することができる。

5. 定期的レビュー

29. 拡大委員会又はその補助機関は、これらの手続規則、補助的文書、並びに第 21 パラグラフ及び第 22 パラグラフの規則及び手続きを定期的にレビューし、必要に応じて修正を行う。
30. 表 1 に規定されていないデータの提供について検討するときは、拡大委員会又はその補助機関は、当該データについて表 1 に規定するための適切なリスク区分を検討しなければならない。

6. 最終条項

31. これらの手続規則は、メンバーが CCSBT に提供したデータの公表を許可することを妨げるものではない。

表 1：情報の種類及び機密性リスク区分

この表でリスク区分を受けていない種類の情報は、これらの機密性に関する規則で管理されない。しかしながら、この表は、必要に応じて、拡大委員会のメンバーによる休会期間中の合意を含め、拡大委員会によって適宜更新される。

下記にある承認された特定の種類の情報の要約を除き、以下の伝達に関する一般的原則が 4 種類の機密性リスク区分⁶に適用される：

- 「リスクなし」：公表可能で、CCSBT ウェブサイトのパブリックエリアに掲載可能。
- 「低リスク」：非公開。しかしながら、メンバー及び CNM は、特定の承認なしに入手可能。CCSBT ウェブサイトのプライベートエリア及び CCSBT データ CD に掲載可能。
- 「中リスク」：非公開。公表に特定の許可を要する。CCSBT データ CD 又は CCSBT ウェブサイトのプライベートエリアへの掲載は不可（特定の許可を受けた者だけがアクセスできるプライベートエリアのさらに制限が付いたスペースであれば可）。
- 「高リスク」：非公開。公表に特定の許可を要する。CCSBT データ CD あるいは CCSBT ウェブサイトのプライベートエリアへの掲載は不可。

情報の種類	リスク区分
漁具・旗国別に層化された年間推定漁獲量及び漁船隻数	リスクなし
漁具・旗国別の SBT 漁船の年間操業隻数 ⁷	リスクなし
漁具/年/月、5 度区画（はえ縄）又は 1 度区画（表層）及び旗国別に層化された集計漁獲量・努力量データ — 1 つの層に隻数情報が含まれる場合には、1 つの層に 3 隻以上が含まれるものの観測値から構成する。	リスクなし
CCSBT 許可漁船、運搬船及び蓄養場の記録	リスクなし
航空調査、SAPUE 及びひき縄調査の指数	リスクなし
生物学的データ（サイズ別及び年齢別漁獲データ）	リスクなし ⁸ – 低
生物学的データ（標本から収集された性別、直接年齢査定、耳石、胃内容物、成熟度、遺伝学的データ、同位体 N15/C14）	低
通常型標識データ	リスクなし ⁹ – 低
漁具/年/月、5 度区画（はえ縄）又は 1 度区画（表層）及び旗国別に層化された集計 SBT 漁獲量及び努力量データ。最低隻数の条件なし。	低
漁具/年/月、5 度区画（はえ縄）又は 1 度区画（表層）及び旗国別に層化された SBT 以外の種の集計漁獲量及び努力量データ。最低隻数の条件なし。	中
通常の科学データ交換のために拡大科学委員会が特定した（その後拡大委員会が承認した）この表に明示されていないそれ以外のデータ及び情報	低
旗国別の毎月の漁獲量報告	低
権限を有する CDS 確認者	低 ¹⁰

⁶ 4 種類のリスク区分は、CCSBT データの機密性の安全性に関する方針で規定される各区分に適用される必要な安全措置のレベルによっても区別される。

⁷ 現在この情報は存在しないが、CDS が 12 か月間実施された時点で利用可能になる。

⁸ サイズ別及び年齢別漁獲データは、毎年委員会年次会合閉会後に公表されるものと見なされている。それ以外の生物学的データは、それらのデータの収集に関与した研究者が解析して論文を発表するのに十分な時間が経過した時点でのみ公表されるものと見なされる。

⁹ CCSBT が実施する標識放流計画のデータのみが「リスクなし」と見なされる。

情報の種類	リスク区分
船/会社別の初期割当配分量及び最終漁獲量	中
はえ縄の1度区画の解像度の集計漁獲量・努力量データ。最低隻数の条件なし ¹¹ 。	中
転載船積送品	中
認定転載オブザーバーの人事に関する事項	中
漁獲証明制度及び貿易情報スキーム	中
蓄養に関する成長率及び標識放流データ	高
蓄養場における移送の際のステレオビデオカメラ観察に基づく SBT 個別の体長データ	高
操業レベルの漁獲量及び/又は努力量データ ¹²	高
上記の生物学データ以外の集計科学オブザーバー・データ。海鳥、亀、海洋ほ乳類を含む。	中
上記の生物学データ以外の操業レベルの科学オブザーバー・データ	高

¹⁰ CCSBT CDS に協力している非加盟国も入手可能。

¹¹ 毎年のデータ交換の一環として、事務局は、この解像度の集計漁獲努力量データをニュージーランドから日本に対して提供するよう要請されている。

¹² この情報は現在ニュージーランドからのみ提供されている。

表 2：表 1 にある情報の種類に関する注釈

情報の種類	注釈
CCSBT 船舶及び蓄養場の記録	SBT の蓄養、漁獲及び運搬を許可されている船舶及び蓄養場が対象。
その他の公開情報からの船舶及び漁具の特徴	オブザーバー及び港湾検査官が収集したデータを含む。すべての船が対象（すなわち、国の管轄水域内に限定された国内船団を含む）。電子機器も含む。
海況気象データ	これらの「海況気象データ」は、例えば安全性の区分に影響を及ぼすような、情報を収集した漁船を特定するような情報は含まない。
航空調査、SAPUE 及びひき縄調査の指数	航空調査（科学及び商業探索の両方）SAPUE は Surface Abundance Per Unit Effort、すなわち単位努力当たり表層資源量の略称）及び科学的ひき縄調査からの加入量指数。
生物学的データ	生物学的データは、オブザーバー、港湾検査官及びその他の情報源から収集されたサイズ別・年齢別漁獲データ、性別・成熟度データ、遺伝学的データ、直接年齢査定、耳石等の硬組織のデータ、胃内容物及び同位体 N15/C14 データを含む。これらの「生物学的データ」は、例えば安全性の区分に影響を及ぼすような、漁船を特定するような情報は含まない。
通常型標識データ	通常型標識データは、放流及び再捕位置、体長及び日付を含む。「リスクなし」の標識データは、例えば安全性の区分に影響を及ぼすような、標識漁を再捕した漁船、会社又は個人（コード化された識別子も）を特定するような情報は含まない。
通常の科学データ交換のために拡大科学委員会が特定した（その後拡大委員会が承認した）この表に明示されていないそれ以外のデータ及び情報	毎年、拡大科学委員会（ESC）は、翌年のデータ交換の要件をレビューし、交換されるデータの種類を定義した表を作成する。ここでは、ESCが生成する情報で、これらの規則に付随する表 1 に明示的に区分されていないものをすべて指す ¹³ 。これらの規則の表 1 で区分されるデータに対して求められる手続きとともに、データ交換要件にあるデータの使用に関する制限を遵守しなければならない。
旗国別の毎月の漁獲量報告	メンバー及び CNM が、毎月の漁獲量を漁獲月の 1 か月後に報告する CCSBT 報告制度。
船/会社別の初期割当配分量及び最終漁獲量	メンバー及び CNM が、各船舶/会社に最初に配分した割当量及び各船/会社のその漁期の最終漁獲量を報告する CCSBT 報告制度。
漁獲証明制度及び貿易情報スキーム	CCSBT 漁獲証明制度及び貿易情報スキームで収集されたデータ。
操業レベルの漁獲量・努力量データ	漁船のログブック及びオブザーバーを通じて収集された、操業ごとの非集計データ。
電子標識データ	詳細な電子標識データは、ポップアップ型及びアーカイバルタグの日付、時刻、深度、水温、照度等の詳細な記録を含む。
認定検査官の人事に関する事項	個人名が特定される場合、リスク区分は高となる。
違反及び侵害の詳細	調査中及び/又は訴訟中の個別の違反及び侵害が対象となり得る。オブザーバーが収集した遵守に関する情報も含まれる。
経済・社会的データ	現在リスク区分を行うための十分な情報がない。

¹³データ交換に通常含まれているが、この規則の中に出てこない項目の例：遊漁推定漁獲量、SBT 輸入統計、調査死亡枠使用状況、非保持漁獲量、CPUE 指数等。

CCSBT データの機密性の安全性に関する方針(DCSP)

この方針の目的は、非公表データ（以下この別紙において、非公表データを「データ」と言う）が、機密性が保護される形で、データ受領者への提供及びデータ受領者による管理が確保されることを促進することにある。この方針は、データの喪失又は損傷（例：火災、洪水、事故、システムの機能不全等）のような機密性の保護に関連しないデータの安全面を対象とするものではない。

データ受領者（CCSBT事務局を含む）は、少なくとも以下に規定する基準に従ってデータの安全性を管理する必要がある。以下に示す基準は、要件の範囲の概要を明確にするために、意図的に簡潔にしてある。ほとんどの項目の詳細情報は、ISO/IEC 27002:2005(e)¹⁴から得ることができる。

事務局長は、個別のデータを公表する前に安全上の追加的な条件を課してもよい。データ受領者は、安全性に関するそのような追加的な条件を守ることが必要である。事務局長は、データ提供者からの要請があった場合には、安全性に関する個別の条件を撤回することができる。

1) 人材関連の安全性

- リスク区分が「中」又は「高」のデータについては、事務局長の承認を受けた者（以下「承認された者」と言う）だけが、受領組織（以下「組織」と言う）によって、データへのアクセスを許可されるものとする。リスク区分が「低」のデータについては、受領するメンバー又は CNM が承認した者（これについても、以下「承認された者」と言う）がデータへのアクセスを許可されるものとする。
- 組織は、承認された者の情報の安全性に対する責任を明記し、違反した者に対しては処罰を課すことができるよう、承認された者との契約/取決めに適切な条件を設けることとする。
- 組織は必要に応じて、承認された者に対して情報の安全性に関する啓発及び訓練を行う。
- 組織は、承認された者の役割又は雇用に変更が生じたときに機密性が維持されるよう解除手続を策定するものとする。これは最低限として、データの返却又は安全な処分¹⁵、当該承認された者のデータへのアクセスの取消しが含まれ、「中」及び「高」リスクのデータにアクセスが認められている承認された者については、新しい地位とともにどのような措置が講じられたかを事務局長に通知することが含まれる。

¹⁴ 「情報技術－セキュリティ技術－情報セキュリティマネジメントの実践のための規範」に関する国際基準。

¹⁵ 「中」又は「高」のリスク区分の「安全な処分」とは、データを含む媒体の焼却又は記録文書を切り刻むこと、及び電子媒体の場合は通常削除又は初期化機能を使うのではなく、物理的な破壊又は元の情報の復元を不可能にする上書き手法を用いることを意味する。「中」及び「高」リスクデータの安全な処分は、データのバックアップを含むすべてのコピーを破壊することが必要である。「低」リスクの区分のデータの場合は、機密性が保たれることを条件として、高次のリスクのデータの処分方法をより現実的な方法に変更してもよい。例えば、低リスクデータのバックアップを破壊する代わりに、それらバックアップデータを、許可なしではアクセスできない手続きが確立されている安全な環境に保管する方法でも充分である。

2) 物理的及び環境上の安全性

- すべての暗号化されていないデータ及びそれらの産物は、最低限以下の対策を施した物理的に安全な場所に保管されるものとする：
 - 承認されていない者が随行なしに保護区域に入ることを防止するための頑健な周辺構造¹⁶ 及び適切に作動する入室制御機能（入室時にカードが必要な自動ロックシステム又は人が配置されている受付等）；
 - 保護区域への侵入を感知する適切に作動しかつ監視が行われる電子侵入者感知システム
- 機密性の区分が低から中のデータ及びそれらの産物で、第「5」パラグラフに従って暗号化されているものは、上述の保護区域の外の非公共スペースで使用することができる。使用していない間は、当該暗号化されたデータを記憶させた媒体を携帯するか、又は施錠された私的な設備に保管し安全を確保するか若しくは見えない場所に隠すものとする。
- データを表示するための機材（モニターやプリンタ等）は許可を受けていない者が表示されている情報を見たり、記録したり、又はコピーができない場所に設置するものとする。データ又はデータの産物の印刷物は、プリンタから直ちに取り除くものとする。
- 以下の場合には、データを安全に処分するものとする¹⁵：
 - 「中」及び「高」リスクデータについては、データの要請目的が完了したとき；
 - すべてのデータについては、組織が条約の目的を果たすためにデータが必要でなくなったとき；
 - 承認を受けていない者が媒体の保守整備をする予定があるとき、及び媒体を処分する予定があるとき、当該媒体から。

3) コミュニケーション及び運用管理

- 悪質なコード（コンピュータウイルス、トロイの木馬、ロジックボム等）及び許可を受けていないモバイルコードを検出し、それらの侵入を防止する予防措置を実施するものとする。これらの予防措置は、少なくとも以下のことを含む：
 - 悪質なコードの検出及び修復ソフトのインストール及び定期的な（毎日1回以上の）更新によるコンピュータ、媒体及びEメール内にある悪質なコードのスキャン；
 - 組織は必要に応じて、悪質なコードの危険性及び悪質なコードによる感染リスクを減少させるための手法に関する意識を向上させるキャンペーンを実施するものとする。
- 適切なネットワーク制御を導入して、ネットワークを通じてアクセス可能なすべてのデータの安全を守るものとする。
- 通信ケーブルからデータが傍受されないように保護するものとする。
- 適切に暗号化されない限り、データを公的なネットワーク（インターネット等）で送信してはならない。

¹⁶ 地上階にあるオフィスに窓がある場合は、周辺構造の十分な安全性を確保するために、窓をさらに保護するか、内側の囲い枠を物理的に固定する必要がある。

- 暗号化されていないデータは、暗号で保護されたプライベートネットワークでない限り、かつ機密区分が低いデータでない限り、無線ネットワークで送信してはならない。無線ネットワークに接続しているコンピュータは、機密区分が中及び高のデータが暗号化され、かつコンピュータが無線ネットワークに接続中は暗号化ボリュームが有効化されていない（アクティブでない）限り、当該データを扱うことはできない。
- すべての安全性にかかわる実際に発生した又は疑われる事件について、調査し事務局長に報告するものとする。

4) アクセス制御

- データへのアクセスは、承認された者がユーザーID及びパスワード¹⁷を使用して成功裡にログオンすることが要求されるものとする。
- ユーザーIDは、承認された者に固有のものとする。
- パスワードは、承認された者以外は対外秘にしなければならず、以下の条件を含む妥当なパスワード管理方針に基づくべきである：
 - 仮のパスワードを安全な方法で提供し、最初のログオンのときにパスワードの変更を強制する；
 - パスワードの最小限の長さ及び複雑さを要求する；
 - パスワードの再利用を認めない；
 - ユーザーが質のよいパスワード（書き留めなくても記憶できる、推測が容易な情報ではない、辞書攻撃を受けにくい、連続した同じ又は順次の文字を使わない、文字及び数字の両方を使う、最小限必要な長さにする）を使用するよう指導し、パスワードの変更は、パスワード又はシステムにおいて情報漏洩が生じた可能性が認められた場合及び定期的に行う；
 - パスワードを保護（例：暗号化）した上で保存、送信及び表示する；
 - ログオンの失敗は3回を限度とし、特定の許可を得ない限りそれ以降のログオンは拒否される。
- 承認された者のアカウントは、アクティブでない時間があつた場合に10分以内に作動するパスワードで保護されたスクリーンセーバー¹⁸を使用し、その場を離れている間保護されるものとする。

5) 暗号化制御

- 上述の第「2」パラグラフにある物理的に安全なエリア以外の場所では、データを必ず頑健な暗号化技術で暗号化するものとする。
- 事務局から、データ受領者又はCCSBTウェブサイトのプライベートエリア¹⁹に、データを提供又は送信する際は、暗号化技術（暗号化されたファイル又は暗号化された送信プロトコル）を使用するものとする。
- 暗号化については、各ユーザーが秘密鍵及び公開鍵を所有する場合、秘密鍵技術又は公開鍵技術のどちらかを使用することができる。どちらの方式も、

¹⁷ 本人確認及び認証方法として、例えばバイオメトリクス（指紋認証）等の代替の技術が使用できる。

¹⁸ 又は同等の措置。

¹⁹ データ提供者からその他の合意がない限り、機密区分が中又はそれ以下のデータはCCSBTウェブサイトのプライベートエリアに掲載することができる。しかしながら、機密区分が中のデータは、そのデータへのアクセスが許可されている者だけがアクセスできるプライベートエリアのさらに制限が付いたスペースに掲載しなければならない。

購入可能な数多くの妥当なファイル暗号化ソフト（PGP等）があり、無料のもの（TrueCrypt等）もある。

- 60分間アクティビティ（暗号化された容量を読んだり書き込む等）がなかったとき、パワーセービングモードに切り替わった後、及びユーザーがログオフしたとき、暗号化されたボリュームが自動的に無効化されるものとする。
- 秘密鍵及び公開鍵は、許可を受けていない開示から保護するとともに、安全な形で対象となるユーザーに配布されるものとする。

非公開データの公表要請手続

1. CCSBT に非公開データを提供した拡大委員会のメンバー及び CNM は、CCSBT による非公開データの公表を許可する権限を持つ代表者を事務局に通知するものとする。該当するデータを公表するかどうかの決定は、適時に行うものとする。
2. 次に該当する場合においては、CCSBT のメンバー及び CNM は、データへのアクセスを得るために必要な次項以降の手続を経る必要はない：
 - CCSBT によって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則の表 1 において、データのリスク区分が「低」の場合；
 - アクセスを求めているメンバー又は CNM が、該当するデータの提供者であった場合。
3. 非公開データにアクセスする要請を書面で事務局長に提出するものとする²⁰。拡大委員会のメンバー又は CNM が条約の目的を果たすために要請する場合においては、条約のいかなる目的に基づいているのかを関連条項を示して特定するものとする。書面による要請は、CCSBT データ要請書（この別紙の付属書 1）を使用するものとする。さらに、アクセスを要請するメンバー又は CNM は、以下の事項を遵守するものとする：
 - (a) 書面による要請に記載した目的のためだけに該当するデータを使用することを約束する；
 - (b) CCSBT データ機密保持契約（この別紙の付属書 2）に必要事項を記入・署名の上、事務局長に提出する；
 - (c) 別紙 1 にある CCSBT のデータ安全性基準に従ってデータを扱う。
4. 拡大委員会のメンバー又は CNM が第 17 パラグラフ (c) に基づきデータへのアクセスを要請する場合においては、事務局長は該当するデータの提供元である拡大委員会のメンバー又は CNM に記入済みのデータ要請書及び署名済みの機密保持契約を送付し、CCSBT がデータを公表するための許可を当該メンバー又は CNM から得るものとする。
5. 事務局長は、要請書に記載されている目的を達成するために必要な範囲を超えるデータの公表は許可してはならない。
6. 事務局長は、該当するデータのアクセスに適切な条件（例えば、公表された目的が達成された時点若しくは予め決めていた期日に削除する、又はデータをアクセスする者の登録簿を保持し拡大委員会の要請に応じて提出するなど）を課すことができる。
7. 拡大委員会のメンバー及び CNM が最初の要請書と同じ目的で要請したデータに複数回のアクセスができるよう、恒久的な許可を要請することもできる。

²⁰ メンバーからの要請は、第 20 パラグラフのセクション 4.4 に規定される権限を有する代表者を通じてのみ行わなければならない。

8. 拡大委員会のメンバー及び CNM による非公開データへのアクセスに関する事務局長の決定に不満がある場合においては、拡大委員会の議長が解決するものとする。

CCSBT データ要請書

1. 要請するデータ

要請するデータの明細として、データの種類及びデータの種類に関連するパラメータ、とりわけ、対象となる漁具、期間、地理的エリア及び旗国並びに各パラメータの層化のレベルを示さなければならない。

[ここにデータセットのリストを挿入]

2. 目的

非公開データを要請する場合には、データの使用は下記に記載される目的に限定されるものとする。

[非公開データを要請する場合は、ここにデータを要請する目的を記載]

3. データにアクセスする者

非公開データを要請する場合には、要請するデータにアクセスする許可を受けた代表者の氏名、肩書及び所属を以下に記載するものとする；非公開データの使用許可は、以下に記載する者のみに与えられる。

[ここにアクセスする者のリストを記載]

- 機密保持契約に署名すること。

CCSBT データ機密保持契約

みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）による非公開データ伝達に関する機密保持契約

申請者の氏名、連絡先の詳細及び署名
組織の正式名称、住所及び連絡先の詳細
署名及び日付

私/私共は、下記の事項に合意いたします：

- データの使用に関して事務局長が課すすべての条件に従うこと；
- データは、要請した目的のためだけに使用し、データ要請書の第 3 項目に記載された個人だけがアクセスすること、並びにデータを要請した目的のための利用が終了したときに安全に処分すること¹⁵；
- 要請したデータを許可なしに複製しないこと。申請者が要請したデータの全部又は一部を複製した場合は、事務局長に通知し、データを要請した目的の完了時に安全に処分すること；
- CCSBT によって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則の別紙 1 に規定されている CCSBT データ安全性基準に従うこと；
- 要請したデータを使用したすべての解析報告を公表する前に、CCSBT 事務局長にその報告書を提出し、承認を得るものとする。その際に事務局長は、非公開データが発表されないことを確認するものとする；
- 公表されたデータを使用した作業の結果が含まれるすべての報告書のコピーを CCSBT 事務局及び関連する CCSBT の補助機関に提出すること；
- 申請者は、事務局長の書面による同意なしに機密情報をいかなる第三者に対しても直接又は間接的に開示、漏洩又は譲渡しないこと；
- 申請者は、CCSBT の機密情報を許可を受けずに、不注意により、又は意図せずに関示した場合は、事務局長に直ちに書面で通知するものとする；
- 申請者は、要請したデータを一旦受領したならば、機密保持契約の違反に伴って生じ得るすべての責任を負うこと；
- CCSBT によって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則の第 25 パラグラフに基づき、申請者、又は、とりわけ、その所属、職員、弁護士、会計士、コンサルタント、外部委託者、又はその他の顧問若しくは代理人によって、機密保持契約に反する開示に対処する適切な措置がとられるまで、当該拡大委員会のメンバー又は CNM の非公開データへのアクセスは認めてはならない；
- CCSBT は、申請者への書面通知をもってこの契約を解除することができる。